

事前協議制度に関する協定（第58条第5項）の見直し（案）

現 行	改 定 案
<p>1. 事前協議の対象事項について 事前協議の対象事項を次の通りとする。</p> <p>(1) 革新船の就航並びにコンテナバースに関する件 なお、革新船とは、フルコンテナ船、RO/RO 船（自動車専用船にKD及びその付属部品等併積のものを含む）、多目的船等の特殊構造船をいい、これらの船型にあつて本船ギアを使用する場合も対象とする。</p> <p>(2) 荷主、メーカー等が、港頭地区において港湾作業部門へ進出する件 なお、当面の対象範囲は、自営、系列会社の新免あるいは既存港湾事業者の起用にかかわらず次のとおりとする。 鋼材流通センター 自動車専用埠頭 サイロ コールセンター その他荷主流通センター</p> <p>(3) 港湾運送事業者以外の企業等が新規港湾運送事業許可申請により港湾に進出する件</p> <p>(4) ターミナルにおける大型荷役機械及びロボットの導入に関する件</p> <p>(5) 港湾における情報システム（シップネッツ等）導入に関する件</p> <p>2. 船社に係わる事前協議</p> <p>(1) 事前協議の対象について 事前協議制度は革新船の就航並びにコンテナバースに係わる労働問題（港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項）に限る事案を取り扱うものとする。</p> <p>(2) 事前協議制度について 事前協議制度は、船社－日港協、日港協－労組で行う2者2者協議を基本とする。</p> <p>(3) 事前手続きについて</p> <p>① 事前協議の取扱いは日港協、全国港湾、港運同盟により、「事前協議に関する協議会」を組織し、次の手順により協議を行う。</p>	<p>RO/RO 船（内航自動車専用船を除く自動車専用船を含む）</p> <p>(2) 荷主・メーカー等（港運業者を含む全ての分野）が港頭地区において物流施設を整備し、運営（既設施設のテナント変更を含む）する件 なお以下、事例を含め全て削除（理由：港頭地区の物流施設は大綱を掛けている実情から）</p> <p>(3) 削除（理由：参入規制に係るため）</p> <p>(4) 港湾労働者が携わっている作業分野に代替機能としてロボット導入の件</p> <p>(5) 削除（理由：情報システム導入は今や普遍的な常識）</p>
<pre> graph LR subgraph "2者協議" direction TB S[船社] SP[船港協] ES[外船協] end subgraph "2者協議" direction TB JP[日港協] end subgraph "重要事案" direction TB C[中央労使による事前協議に関する協議会] end subgraph "軽微事案" direction TB R[日港協を通じた各地区事前協議] end subgraph "地区労使" direction TB DL[地区労使事前協議] end S --> SP SP --> S S --> ES ES --> S SP --> JP ES --> JP JP --> C JP --> R C --> DL R --> DL </pre>	

現 行

② 重要事案、軽微事案の取扱いについて

イ. 重要事案

日港協は少なくとも1カ月前に直接又は日本船主協会港湾協議会或いは外国船舶協会を通じ船社からの申し入れを受け、中央労使による「事前協議に関する協議会」に申し入れる。

日港協は協議の結果を直接又は日本船主協会港湾協議会或いは外国船舶協会を通じ船社に回答する。

ロ. 軽微事案

軽微事案の協議は、船社が実施の先立ち、地区協議に必要な期日（1カ月程度）前に日港協の申入れ、日港協を通じた地区協議とする。

ただし、地区協議に問題が生じた場合、上記(2)に基づくものとする。

協議の結果は、日港協を通じて、直接又は日本船主協会港湾協議会或いは外国船舶協会を通じて船社に回答する。

(4) 革新船に係わる事前協議取扱い基準について

次の事項は重要事項として、中央協議を経て地区事前協議を行うものとする。

A. 重要事案

1. 作業体制の変更を伴う使用コンテナバースの移動
2. 使用コンテナバースにおける作業体制の変更
3. 船社の共同配船の参加、変更、脱退等で作業体制の変更に係るもの

B. 軽微事案

以下の案件は、日協協を通じた地区協議の対象とする。

1. 革新船（フルコンテナ船、ロールオン・ロールオフ船等）の新規サービスの開始
2. 公社コンテナバースにおけるフルコンテナ船以外の配船
3. 新規公社コンテナバースの開始の伴う作業体制
4. 使用コンテナバースの移動（A. 1.に掲げるものを除く）
5. 増配船及び船舶の大型化
6. 寄港港の変更及び恒常的な追加寄港
7. 自動車専用船のKD及び付属部品等を併積するもの
8. 臨時配船
9. 臨時寄港

(5) 事前協議書類記載事項

船社は、事前協議を申し入れる場合、次の内容を明記した書類を提出するものとする。

① 本船について

- イ. 船名・千船
- ロ. 船型（コンテナ船、ロールオン・ロールオフ船、モジュール船等の特殊構造船）
- ハ. 総トン数
- ニ. 積載能力
- ホ. 荷役方式

改 定 案

A. 重要事案

- 1、2、3、の現行3項目は、革新船の種別をあるいは事由を問わず『作業体制の変更を伴うもの』に一本化

B. 軽微事案

1. 新規サービスの開始
2. コンテナバースにおけるコンテナ船以外の配船
3. 新設バースの開始に伴う作業体制
4. 使用バースの移動（作業体制の変更を伴わないもの）
5. 増配船、臨時配船
6. 国内寄港地の変更、同追加寄港及び同臨時寄港
7. 自動車専用船（PCC）に自動車以外の併積み

(5) 事前協議書類記載事項

A. 船社に係わる事前協議

② 運航について

- イ. 運航船社
- ロ. 航路名
- ハ. 内地での寄港地
- ニ. 寄港回数（年間）

③ 作業体制等について

- イ. 港名
- ロ. バース名
- ハ. 作業開始予定日
- ニ. 取扱貨物（ただし、コンテナ船以外の時）
- ホ. 取扱い港湾業者（元請、作業会社、検数、検量）

(6) 船社は上記(2)「事前協議制度について」に基づき協議され実施されている事案について、寄港中止等、申入れ事項に変更が生じた場合は、制度の信義に基づき事前に連絡するものとする。

B. 荷主・メーカー等（港運業者を含む全ての分野）が港頭地区において物流施設を整備し、運営（既設のテナント変更を含む）に係る事前協議
事前協議申請書類の記載事項は次の通りとする。

- 当該施設の
- (1) 建設場所
 - (2) 建設工期 着工日
完工日（予定）
 - (3) 営業開始年月日
 - (4) 施設の名称
 - (5) 施設の概要 ①構造〇〇造り、〇階建て
②敷地面積
③建設面積
④延床面積
⑤取扱貨物及び年間取扱量
 - (6) 運営（作業）体制
元請会社、作業会社、検数、検量
 - (7) 別添として、位置図・平面図・立面図